

令和5年第1回春日井市議会定例会

附属資料〔I〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第17号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	1
第19号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	2
第20号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について	2
第21号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2
第22号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3
第23号議案	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3
第24号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3
第25号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4
第26号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について	4
第27号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について	6
第28号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について	7
第29号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について	7
第30号議案	春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	8

第31号議案	市道路線の廃止について	9
第32号議案	市道路線の認定について	9
第33号議案	損害賠償の額の決定について	9
報告第1号	鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分 について	9
報告第2号	鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分 について	9
報告第3号	鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分 について	9
報告第4号	東部調理場新調理棟整備工事（建築）の変更契約の専決処分に ついて	10
報告第5号	東部調理場新調理棟整備工事（電気）の変更契約の専決処分に ついて	10
報告第6号	（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（建築）の変更契約の専 決処分について	10
報告第7号	（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（電気）の変更契約の専 決処分について	11
報告第8号	（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（機械）の変更契約の専 決処分について	11
報告第9号	熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決処分に ついて	11

第17号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正（令和4年法律第76号。令和5年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（別表関係）
- 2 附属機関の名称を春日井市観光によるにぎわい創出推進会議（現行 春日井市観光・にぎわい創出推進会議）とするもの（別表関係）
- 3 施行日 令和5年4月1日

第18号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 建築基準法の一部改正（令和4年法律第69号。令和5年4月1日施行）に伴い、次のとおり手数料を整備するもの（別表関係）
 - (1) 住宅又は老人ホーム等の機械室等における容積率の特例に係る認定の審査手数料を新たに設けるもの
 - (2) 建築物の建蔽率の特例等に係る許可の審査手数料を160,000円（現行33,000円）に改定するもの
 - (3) 建築物の高さの特例等に係る許可の審査手数料を新たに設けるもの
 - (4) 一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充に伴い、規定を整備するもの
- 2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号。令和4年11月7日施行）に伴い、次のとおり手数料を整備するもの（別表関係）
 - (1) 低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料について、認定基準への適合確認が可能となる仕様基準による認定に係る審査手数料の区分を新たに設けるもの
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定に係る手数料について、住棟単位で外皮の熱性能を評価する基準の廃止に伴い、規定を整備するもの
- 3 宅地造成等規制法の一部改正（令和4年法律第55号。令和5年5月26日施行）に伴い、宅地造成に係る工事の申請等に係る規定を整備するもの（別表関係）
- 4 産前及び産後家庭における家庭生活支援員の派遣に係る手数料を次のとおりとするもの（別表関係）

区 分	金 額
単胎児	1時間につき700円以内で市長が定める額
多胎児	1時間につき300円以内で市長が定める額

- 5 施行日 2 公布の日
 - 1・4 令和5年4月1日
 - 3 令和5年5月26日

第19号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 職員の定数を次のとおり増員するもの（第2条関係）

区 分	現 行	改正案
市長の事務部局（市民病院以外）	1,476人	1,504人
上下水道事業の事務部局	93人	96人

- 2 施行日 令和5年4月1日

第20号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料のうち物件を設置する目的で土地を使用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改正案	
第1種電柱	1本	1,100	950	
第2種電柱	1年	1,600	1,500	
第3種電柱		2,200	2,000	
第1種電話柱		940	850	
第2種電話柱		1,500	1,400	
第3種電話柱		2,100	1,900	
その他の柱類		94	85	
変圧塔等及び公衆電話所	1個 1年	1,900	1,700	
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1m	40	36
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	57	51
	外径0.1m以上0.15m未満		85	77
	外径0.15m以上0.2m未満		110	100
	外径0.2m以上0.3m未満		170	150
	外径0.3m以上0.4m未満		230	200
	外径0.4m以上0.7m未満		400	360
	外径0.7m以上1m未満		570	510
外径1m以上		1,100	1,000	

- 2 施行日 令和5年4月1日

第21号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 1 健康保険法施行令の一部改正（令和5年政令第23号。令和5年4月1日施行）に準じ、出産育児一時金の額を488,000円（現行 408,000円）に引き上げるもの（第4条関係）
- 2 施行日 令和5年4月1日

第22号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法施行令の一部改正(令和4年政令第133号。令和4年4月1日施行)に準じ、次のとおり課税限度額を改定するもの(第2条、第21条関係)

区 分	現 行	改正案
基礎課税額	630,000円	650,000円
後期高齢者支援金等課税額	190,000円	200,000円

- 2 施行日 令和5年4月1日

第23号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第159号。令和5年4月1日施行)に準じ、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の安全の確保に関する計画の策定を義務付けるもの(第7条の2関係)
 - (2) 放課後児童健全育成事業者に対し、非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画の策定の努力義務を課すもの(第13条の2関係)
- 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第175号。令和5年4月1日施行)に準じ、放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の自動車の乗降の際に点呼等確実に把握することができる方法による所在の確認を義務付けるもの(第7条の3関係)
- 3 施行日 令和5年4月1日

第24号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第159号。令和5年4月1日施行)に伴い、家庭的保育事業者に対し利用乳幼児の安全の確保に関する計画の策定を義務付けるもの(第8条の2関係)
- 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第175号。令和5年4月1日施行)に伴い、家庭的保育事業者に対し送迎用自動車の日常的な運行の際に、ブザー等の装置による利用乳幼児の所在の確認を義務付けるもの(第8条の3関係)
- 3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第167号。令和4年12月16日施行)に伴い、利用乳幼児に対する懲戒の権限の濫用禁止に係る規定を削除するもの(第14条関係)
- 4 施行日 1・2 令和5年4月1日
3 公布の日

第25号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和4年内閣府令第65号。令和4年12月16日施行）に伴い、利用者に対する懲戒の権限の濫用禁止に係る規定を削除するもの（第26条関係）
- 2 子ども・子育て支援法の一部改正（令和4年法律第76号。令和5年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの
- 3 施行日
 - 1 公布の日
 - 2 令和5年4月1日

第26号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

- 1 愛知県道路占用料条例の一部改正（令和3年愛知県条例第54号。令和4年4月1日施行）に準じ、道路占用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

占用物件		単位	金額（円）	
			現 行	改正案
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱等	第1種電柱	1本	1,100	950
	第2種電柱	1年	1,600	1,500
	第3種電柱		2,200	2,000
	第1種電話柱		940	850
	第2種電話柱		1,500	1,400
	第3種電話柱		2,100	1,900
	その他の柱類		94	85
	地下に設ける電線その他の線類	1m 1年	6	5
	路上に設ける変圧器	1個 1年	920	830
	地下に設ける変圧器	1㎡ 1年	570	510
	変圧塔等及び公衆電話所	1個	1,900	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1年	790	720
	広告塔	1㎡ 1年	2,300	2,400
	その他のもの	1㎡ 1年	1,900	1,700
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	1m	40	36
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	57	51
	外径0.1m以上0.15m未満		85	77
	外径0.15m以上0.2m未満		110	100
	外径0.2m以上0.3m未満		170	150
	外径0.3m以上0.4m未満		230	200
	外径0.4m以上0.7m未満		400	360
	外径0.7m以上1m未満		570	510
	外径1m以上		1,100	1,000

鉄道、軌道、自動運行補助施設等	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	1 m 1 年	—	5
		その他の線類	その他のもの		—	17
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱 その他の柱類		1 本 1 年	—	1,400
		上空に設けるもの		1 m ² 1 年	—	850
			地下に設けるもの			—
その他のもの					—	1,700
鉄道、軌道、歩廊、雪よけ等				1 m ² 1 年	1,900	1,700
地下街、地下室、通路等	上空に設ける通路				1,100	1,200
	地下に設ける通路				680	710
	その他のもの				1,900	1,700
露店、商品置場等	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			1 m ² 1 日	23	24
	その他のもの			1 m ² 1 年	230	240
看板	一時的に設けるもの			1 m ² 1 日	230	240
	その他のもの			1 m ² 1 年	2,300	2,400
標識				1 本 1 年	1,500	1,400
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			1 本 1 日	23	24
	その他のもの			1 本 1 月	230	240
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			1 m ² 1 日	23	24
	その他のもの			1 m ² 1 月	230	240
アーチ	車道を横断するもの			1 基	2,300	2,400
	その他のもの			1 月	1,100	1,200
太陽光発電設備及び風力発電設備				1 m ² 1 年	1,900	1,700
工事用板囲、足場、詰所等及び土石、竹木、瓦等				1 m ² 1 月	230	240
防火地域内に耐火建築物を建築する場合の仮設店舗その他の仮設建築物等				1 m ² 1 月	190	170
食事施設、購買施設等	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの			1 m ² 1 年	土地の時価に0.015を乗じた額	土地の時価に0.014を乗じた額
	上空に設けるもの				土地の時価に0.024を乗じた額	土地の時価に0.023を乗じた額
	その他のもの				土地の時価	土地の時価

		に0.034を乗じた額	に0.033を乗じた額
トンネルの上又は高架道路の路面下に設ける建築物		土地の時価に0.015を乗じた額	土地の時価に0.014を乗じた額
高度地区等における高速自動車国道等の上空に設ける建築物		土地の時価に0.024を乗じた額	土地の時価に0.023を乗じた額
応急仮設建築物	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの	土地の時価に0.015を乗じた額	土地の時価に0.014を乗じた額
	上空に設けるもの	土地の時価に0.024を乗じた額	土地の時価に0.023を乗じた額
	その他のもの	土地の時価に0.034を乗じた額	土地の時価に0.033を乗じた額
二輪自動車の車輪止め装置等		土地の時価に0.034を乗じた額	土地の時価に0.033を乗じた額

2 施行日 令和5年4月1日

第27号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

1 道路占用料の額の改定に準じ、公共用物使用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改正案	
第1種電柱	1本	1,100	950	
第2種電柱	1年	1,600	1,500	
第3種電柱		2,200	2,000	
第1種電話柱		940	850	
第2種電話柱		1,500	1,400	
第3種電話柱		2,100	1,900	
その他の柱類		94	85	
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	1m	40	36
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	57	51
	外径0.1m以上0.15m未満		85	77
	外径0.15m以上0.2m未満		110	100
	外径0.2m以上0.3m未満		170	150
	外径0.3m以上0.4m未満		230	200
	外径0.4m以上0.7m未満		400	360
	外径0.7m以上1m未満		570	510
	外径1m以上		1,100	1,000
通路	1m ² 1年	1,900	1,700	
看板等	1m	230	240	
材料置場等	1月	230	240	

2 施行日 令和5年4月1日

第28号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、都市公園使用料のうち都市公園を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区 分		単位	金 額 (円)	
			現 行	改正案
第1種電柱		1本	1,100	950
第2種電柱		1年	1,600	1,500
第3種電柱			2,200	2,000
第1種電話柱			940	850
第2種電話柱			1,500	1,400
第3種電話柱			2,100	1,900
その他の柱類			94	85
変圧塔等			1㎡ 1年	1,900
公衆電話所		1個 1年	1,900	1,700
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1m	40	36
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	57	51
	外径0.1m以上0.15m未満		85	77
	外径0.15m以上0.2m未満		110	100
	外径0.2m以上0.3m未満		170	150
	外径0.3m以上0.4m未満		230	200
	外径0.4m以上0.7m未満		400	360
	外径0.7m以上1m未満		570	510
	外径1m以上		1,100	1,000
標識		1本 1年	1,500	1,400
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個 1年	790	720

- 2 施行日 令和5年4月1日

第29号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区 分		単位	金 額 (円)	
			現 行	改正案
第1種電柱		1本	1,100	950
第2種電柱		1年	1,600	1,500
第3種電柱			2,200	2,000
第1種電話柱			940	850
第2種電話柱			1,500	1,400
第3種電話柱			2,100	1,900
その他の柱類			94	85
水道管、下 水道管、ガ	外径0.07m未満		1m	40
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	57	51

ス管等	外径0.1m以上0.15m未満		85	77
	外径0.15m以上0.2m未満		110	100
	外径0.2m以上0.3m未満		170	150
	外径0.3m以上0.4m未満		230	200
	外径0.4m以上0.7m未満		400	360
	外径0.7m以上1m未満		570	510
	外径1m以上		1,100	1,000
通路	1 m ² 1年		1,900	1,700
看板等	1 m ²		230	240
材料置場等	1月		230	240

2 施行日 令和5年4月1日

第30号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 民法の一部改正（令和3年法律第24号。令和5年4月1日施行）に伴い、給水装置の新設等の申込みに関する規定を整備するもの（第5条関係）

2 施行日 令和5年4月1日

第31号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 5件

第32号議案

市道路線の認定について

認定路線 5件

第33号議案

損害賠償の額の決定について

- 1 損害賠償の額 3,993,849円
- 2 損害賠償の相手方 ■■■■■■■■
■■■ ■■■
- 3 事故の概要 ■■年■■月■■日汚水本管等の閉塞による汚水浸入事故

報告第1号

鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 高柳・服部特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	1,149,500,000円	1,157,043,800円

報告第2号

鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	170,940,000円	170,714,500円

報告第3号

鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 春日井市篠木町2丁目1310番地224
株式会社ウカイ設備

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	220,000,000円	220,764,500円

報告第4号

東部調理場新調理棟整備工事（建築）の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 T S U C H I Y A ・服部工務店特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市松河戸町1463番地
T S U C H I Y A株式会社春日井営業所
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

2 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,379,180,000円	1,386,588,500円

報告第5号

東部調理場新調理棟整備工事（電気）の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 野里・A C T - 1 特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市天白区野並一丁目115番地
野里電気工業株式会社名古屋支店
構成員 春日井市細木町2丁目118番地
株式会社A C T - 1

2 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	312,290,000円	317,650,300円

報告第6号

（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（建築）の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 丸彦渡辺・協和特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目65番地
丸彦渡辺建設株式会社名古屋支店
構成員 春日井市大和通2丁目41番地1
株式会社協和コーポレーション

2 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,867,800,000円	1,873,654,200円

報告第7号

(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(電気)の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 大栄・春日井特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦一丁目19番25号
大栄電気株式会社名古屋支店
構成員 春日井市鳥居松町5丁目57番地
春日井電気株式会社

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	214,500,000円	220,768,900円

報告第8号

(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(機械)の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 丸水・本間特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町7丁目53番地
丸水設備株式会社
構成員 春日井市妙慶町2丁目119番地
株式会社本間工業

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	316,800,000円	320,562,000円

報告第9号

熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 松浦・長谷川特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市松河戸町4丁目7番地6
株式会社長谷川工務店

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	1,147,405,600円	1,166,323,400円